（建設産業・地方整備課の所掌事務）

第六十五条の二　建設産業・地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～三　略］

四　建設業法に基づく建設工事の発注者に対する勧告等に関すること。

四の二　建設業法に基づく建設資材製造業者等に対する勧告等に関すること。

［五～六　略］

六の二　建設業者の労働力の調達に関する指導に関すること。

［七～四十二　略］

（技術検査官の職務）

第七十一条　技術検査官は、直轄事業に係る検査並びに入札及び契約の技術的審査（港湾建設課、空港整備課、港湾空港技術検査官、港湾空港技術審査官及び港湾空港事業執行管理官の所掌に属するものを除く。）に関する事務を行う。

（港湾空港技術検査官）

第七十三条の二　港湾空港技術検査官は、開発建設部の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一　港湾等の整備及び保全に関する工事の検査に関すること。

二　港湾等の整備及び保全、空港等に関する国の直轄の土木施設の整備並びに港湾等及び空港等に関する国の直轄の事業についての入札契約手続きに係る技術的審査に関すること（次条において「技術的審査事務」という。）（那覇港湾・空港整備事務所、平良港湾事務所、石垣港湾事務所の所掌に属するものに限る。）。

（港湾空港技術審査官及び港湾空港事業執行管理官の職務）

第七十三条の三　港湾空港技術審査官は、開発建設部の所掌事務のうち、技術的審査事務をつかさどる（港湾空港技術検査官の所掌に属するものを除く。）。

2　港湾空港事業執行管理官は、前条第二号及び前項に規定する事務を処理し、並びに港湾空港技術検査官（同号に規定する事務に限る。）及び港湾空港技術審査官の行う事務を総括する。

（運輸部に置く課等）

第八十二条　運輸部に、次の一室及び五課並びに運航労務監理官五人以内（うち内閣総理大臣が指名する者を首席運航労務監理官とする。）、海事技術専門官五人以内（うち内閣総理大臣が指名する者を首席海事技術専門官とする。）、海技試験官二人以内（うち内閣総理大臣が指名する者を首席海技試験官とする。）及び外国船舶監督官四人以内（うち内閣総理大臣が指名する者を首席外国船舶監督官とする。）を置く。

企画室
総務運航課
船舶船員課
陸上交通課
監査指導課
車両安全課

2　［略］

（建設産業・地方整備課の所掌事務）

第六十五条の二　建設産業・地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～三　同上］

四　建設業法に基づく建設工事の発注者に対する勧告に関すること。

［号を加える。］

［五～六　同上］

［号を加える。］

［七～四十二　同上］

（技術検査官の職務）

第七十一条　技術検査官は、直轄事業に係る検査並びに入札及び契約の技術的審査（港湾建設課、空港整備課、港湾空港技術審査官及び港湾空港事業執行管理官の所掌に属するものを除く。）に関する事務を行う。

［条を加える。］

（港湾空港技術審査官及び港湾空港事業執行管理官の職務）

第七十三条の二　港湾空港技術審査官は、開発建設部の所掌事務のうち、港湾等の整備及び保全、空港等に関する国の直轄の土木施設の整備並びに港湾等及び空港等に関する国の直轄の事業についての入札契約手続きに係る技術的審査に関する事務をつかさどる。

2　港湾空港事業執行管理官は、前項に規定する事務を処理し、及び港湾空港技術審査官の行う事務を総括する。

（運輸部に置く課等）

第八十二条　運輸部に、次の一室及び五課並びに運航労務監理官五人以内（うち内閣総理大臣が指名する者を首席運航労務監理官とする。）、海事技術専門官四人以内（うち内閣総理大臣が指名する者を首席海事技術専門官とする。）、海技試験官二人以内（うち内閣総理大臣が指名する者を首席海技試験官とする。）及び外国船舶監督官四人以内（うち内閣総理大臣が指名する者を首席外国船舶監督官とする。）を置く。

企画室
総務運航課
船舶船員課
陸上交通課
監査指導課
車両安全課

2　［同上］